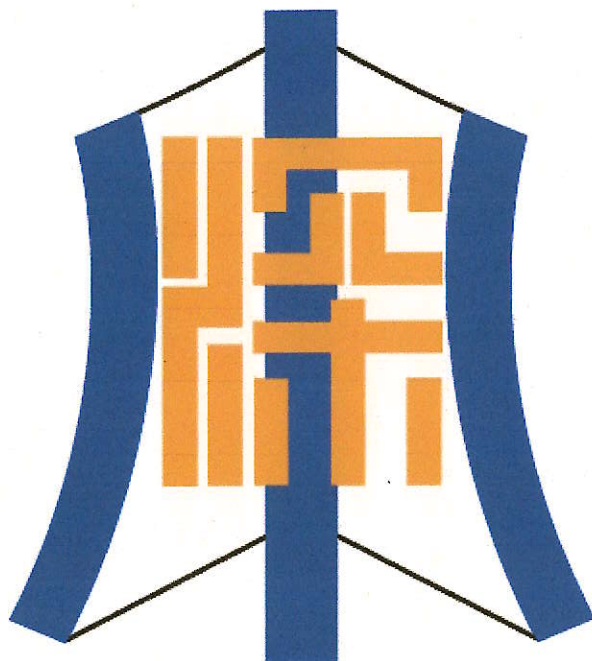


危機管理マニュアル (防災・防犯計画)



長門市立深川小学校
(令和8年5月 改定)

目 次

防火管理計画	1
I 火災対策	2
II 地震対策	3
III 風水害・土砂災害対策	4
IV 不審者対策	5
V 弾道ミサイル対策	7
VI 参集体制	8
VII 情報収集及び情報伝達（報告）	9
VIII 休校・自宅待機等の決定、連絡体制	10
IX 避難指示及び避難誘導	11
X 保護者への引き渡し確認	11
XI 防災教育・防災訓練の実施	11
XII 学校施設設備及び通学路の安全確認	11
XIII 避難所の運営	12
○ 防災管理規定	13
○ 防災安全計画	15
○ 火気取扱規定	16
○ ストープ使用細則	17
○ 避難訓練指導要領	18
○ 避難経路	19
○ 防災器具配置図	22
○ クマ等の害獣対策	23
※ 熱中症対策マニュアル		

令和8年度 防火管理計画

長門市立深川小学校

1. 組織



2. 火災発生時における組織分担

※人命の安全確保を第一とし、搬出は状況に応じて対処する。

管理権限者 (防災本部長) ... 校長

防火管理者 ... 教頭

通報連絡係 ... 事務長

防災 (初期消火) 係 ... 教頭・事務主任・生徒指導主任

搬出警戒係 ... 教務主任・専科

避難誘導係 ... 各学級担任・通級指導担当

救護 (心のケア) 係 ... 養護教諭・教育相談

3. 緊急連絡先

長門消防署	119 22-0119
セコム	0838-25-1570
長門市教育委員会	23-1263

I 火災対策

1 災害時の対策

(1) 事態発生

- ①校舎内で火災が発生した場合
- ②学校付近で火災が発生した場合

(2) 火災の伝達

- ①火災報知器の場合
 - ◇事務室の火災受信機が鳴り、およその場所がわかる。
- ②火災を目撃した場合
 - ◇近くの火災報知器のボタンを押して、火災発生を知らせる。
 - ◇大声で近くの人に知らせる。
 - ◇校内電話で、職員室に通報する。
- ③本部の処置対策
 - ◇校内への指示
 - ・状況を確認し、放送または口頭で指示伝達する。
 - ◇外部への通報
 - ・長門地区消防本部 TEL 119 22-3111
 - ・長門警察署 TEL 22-0110
 - ・長門市教育委員会 TEL 23-1258【短縮03】

(3) 児童の避難

- ①状況により、児童を安全な場所に避難させる。
- ②出火場所、風向き、火勢などを考え、具体的に避難の方法を指示する。

(4) 非常持出

- ①全児童が安全な場所に避難したことを確認した上で、搬出する。
- ②搬出の対象
 - ◇非常持出の書架にある資料
 - ◇重要書類
 - ・児童指導要録、健康診断関係書類、卒業生名簿等
 - ◇重要物品
 - ・劇薬品類、教材備品等

2 平常時の対策

(1) 火災予防措置

- ①「火気取扱規程」を遵守する。
- ②火元責任者や当番職員が、火気使用箇所を確実に点検する。
- ③電気設備やガスの元栓などの安全点検を、きちんとする。
- ④薬品や油類の管理を、きちんとする。

(2) 防火施設

- ◇消火栓や消火器、火災報知器について、次のことを徹底する。
 - ・配置場所の確認
 - ・使用方法の理解
 - ・機能等の定期的な点検、補充

Ⅱ 地震対策

1 震災予防措置

(1) 震災を予防するため、建物及び諸施設などの点検を年度初めの安全点検日に行う。

点検項目は、次のとおりとする。

- ①建物及び建物に付随する工作物(スピーカー・時計など)の倒壊、落下などの危険の有無
- ②戸棚・ロッカー・昇降口の靴箱・冷蔵庫・テレビ等の転倒・落下などの危険の有無
- ③がけのコンクリート、軒下、外壁のひび割れの有無
- ④窓ガラスのひび割れなどの危険の有無
- ⑤理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための装置の適否
- ⑥拡声器、携帯ラジオを備え、定期点検をする。
- ⑦耐震診断をしてもらうように努める。

(2) 児童の登校時刻には、教職員のうち誰か1名は出勤しておく。(通常は、管理職等)

2 避難行動についての指導内容(事前指導・練習)

(1) 登下校時や外出時

- ①揺れを感じたら低い姿勢をとり、カバンや手に持っているもので頭を守る。
- ②建物・ブロック塀・石垣・電柱・自動販売機などから離れる。
- ③自動車には近寄らない。
- ④狭い道路から離れ、橋・崖下・海岸などに近寄らない。(津波の危険性)
- ⑤揺れが少し治まったら早急に広いところへ移動する。
- ⑥揺れが完全に治まったら、学校か自宅か、いずれか近い方に移動する。
- ⑦けが人を見たら、近くの大人へ大声で知らせる。
- ⑧決してあわてて走り出さない。
- ⑨決められた通学路を通り、名札はいつもきちんとつけておく。
- ⑩建物・電車・バスでは、係りの人や運転手・車掌の指示を聞く。

(2) 在校時

①第1次避難

- 身体の保護
 - ・教室――机の下に潜る。
 - ・体育館――低い姿勢をとって中央付近に集まる。
 - ・廊下――低い姿勢をとって近くの教室に入り机の下に潜る。
 - ・階段――低姿勢で手すり側(壁側落下物危険)を走らないように降りる(将棋倒しの危険防止の為)。
 - ・便所――低い姿勢をとり、ドアを少し開ける。
 - ・校舎外――低姿勢で建物から離れ、校庭の中央に集まる。
- 避難出口の確保――窓、出入口を開ける。
- 危険物の処理――火を消す。電源を切る。ガス元栓を閉める。

②第2次避難 ～ 放送または大声で全児童に伝え、指定場所に集合させる。

③第3次避難 ～ 津波情報を聞いて指示をする。避難場所は原則深川中体育館。

Ⅲ 風水害・土砂災害対策

1 風水害・土砂災害予防措置

(1) 教育委員会からの指示やそのときの状況判断により児童の緊急下校または避難の措置をとる。その場合には、次のことに留意する。

- ①下校の時機の判断を誤らない。
- ②高潮や冠水の恐れがないか、満潮時刻等の情報を把握する。
- ③必要に応じて、保護者の迎え、または教師の引率を考慮する。
- ④マチコミメールまたは電話を通じて各家庭へ連絡する。

(2) 始業前の児童が家庭にいる場合に台風接近等の恐れがある時は、天気予報をもとに、次のように措置する。

- ①PTA会長等から地域の情報を収集し、校長が登校の可否を決定する。
- ②必要によって、臨時休校、登校時刻の変更などの措置をとる。
- ③決定事項は、マチコミメールまたは電話を通じて速やかに各家庭へ伝える。
- ④必要によっては関係機関（深川中学校、向陽小学校、俵山小学校等）と連絡を取り、市教委への報告を速やかに行う。

2 指導内容

(1) 暴風雨、洪水の時に起こる危険と安全対策

①大雨や風による落下物

- ・周りだけでなく頭上にも注意する。

②電線の切断や倒木

- ・ゆるんで垂れ下がったり切れたりした電線に近寄らない。
- ・木のそばに寄らない。

③土砂くずれ

- ・土砂の流れを背にして逃げず、直角に逃げる。
- ・小石が落ちたり亀裂が入ったり、音がしたりする崖には近寄らない。
- ・にごり水の出てくる崖や山に近寄らない。

④川岸の崩壊や橋の流出

- ・海岸や冠水しかけた橋に近寄らない。

(2) 安全な登下校の仕方

- ①先生や親、警備している人の指示を聞く。
- ②障害物から遠ざかる。
- ③傘の使い方や雨具の着用に注意する。
- ④交通事故に注意する。
- ⑤2人以上で行動する。
- ⑥増水した所に近寄らない。

IV 不審者対策

1 日常的な防止策

(1) 施設管理、外来者への対応

①校地内及び校舎侵入口の巡回・点検（始業前）

②外来者の入校制限

参観日等、学校から案内のあった時以外は、全て玄関（事務室）から入校し、名札を付ける。

③外来者への積極的な声かけ<チェック1>

「何か御用ですか？」「御用の方は受付（事務室）に行ってください。」

④危害を加えるおそれはないか<チェック2>

「御用件のない場合は、校舎内に立ち入らないでください。」

⑤当番による施錠の徹底

⑥警報ブザーの設置と点検

(2) 実際の不審者と疑われる人物への対応

①不審者を見かけたら、校内電話等で、職員室に連絡（第1報）を入れる。

・場所 ・不審者の様子（人数、性別、年齢、言動や所持品等）

②関係職員不審者対応<校内放送> ※関係職員で不審者に対応する場合

③緊急避難<非常ボタンと校内放送> ※不審者が児童へ危害を加える恐れがある場合

※ 児童全員が教室内にいる場合は教室の鍵を内側からかける。

※ 外にいる場合は、不審者侵入場所から遠い場所に集合させる。

※ 担任及び授業者は、不審者侵入場所を避ける経路で、児童を避難させる。もしくは鍵のかかった教室に潜む。

(3) 児童への指導

①不審者に対する避難訓練を実施する。（年間1回以上）

②登下校時等に、不審者に遭遇した場合の対処の仕方を指導する。

(4) PTA・地域の協力

①巡視や安全指導の活動を通して、情報収集を行う。

②緊急時の連絡体制の確立と徹底を図る。

③「子ども110番の家」の設置と確認をする。

④市教委や近隣学校との連絡を密にし、情報交換に努める。

⑤警察署や駐在所等の協力を得て、避難訓練や安全対策の指導を受ける。

V 弾道ミサイル対策

1 弾道ミサイル落下時の対応

(1) 落下または通過前の対応

- ①J-アラートの情報を全教員で共有する。
- ②屋外にいる児童を室内に入れ、屋内の児童は窓から離れたところに集合させる。
- ③必要に応じて、保護者の迎え、または教師の引率を考慮する。
- ④対応について、マチコミメールまたは電話を通して各家庭へ連絡する。

(2) 落下または通過後の対応

- ①続報を受け取れる体制を整える。
- ②必要によって、臨時休校、登校時刻の変更などの措置をとる。
- ③決定事項は、マチコミメールや電話を通じて速やかに各家庭へ伝える。
- ④着弾した場合、被害の状況に応じた対応を行う。
 - ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から離れ、密閉性の高い室内の部屋または風上に避難する。
 - ・屋内にいる場合は、窓を閉め、室内を密閉する。

2 指導内容

(1) 学校で弾道ミサイル発射の情報伝達があった場合の行動

- ①屋外にいる場合は室内に入る。
- ②屋内にいる場合は、窓から離れたところで、机の下などに入り、頭部を守る。

(2) 安全な登下校の仕方

- ①先生や親、警備している人の指示を聞く。
- ②障害物から遠ざかる。
- ③交通事故に注意する。
- ④2人以上で行動する。
- ⑤見慣れないものを見付けても近付いたり、触ったりしない。

VI 参集体制

【風水害】

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
○台風の接近が予測される場合	○平日 出勤職員	○被害予防対策 ・休校等の措置 ・敷地内危険箇所 及び 飛散物の確認 ・施設設備の点検 ・浸水対策（土のう）	○平日 校内放送 または 内線
○長門市に大雨警報が発令された場合	○それ以外 ・校長 ・教頭 ・事務長 ・学校近隣の教員		○それ以外 緊急連絡網 または マチコミメール

【地震・津波】

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
○気象庁から震度5が発表された場合	○平日 出勤職員	○被害予防対策 ・休校等の措置 ・敷地内危険箇所 及び 飛散物の確認 ・施設設備の点検 ・津波情報の確認、対応	○平日 校内放送 または 内線
	○それ以外 ・校長 ・教頭 ・事務長 ・学校近隣の教員		○それ以外 緊急連絡網 または マチコミメール
○気象庁から震度6以上が発表された場合	全職員参集	○被害予防対策 ・休校等の措置 ・敷地内危険箇所 及び 飛散物の確認 ・施設設備の点検 ・津波情報の確認、対応	緊急連絡網 または マチコミメール

【弾道ミサイル】

国民保護情報	参集職員	主な業務	連絡方法
○ミサイルが飛来する可能性がある場合	○平日 出勤職員	○被害予防対策 ・休校等の措置 ・敷地内危険箇所の確認 ・施設設備の点検	○平日 校内放送 または 内線
	○それ以外 ・校長 ・教頭 ・事務長		○それ以外 緊急連絡網 または マチコミメール

VII 情報収集及び情報伝達（報告）

国民保護情報、気象情報等により災害が発生すると思われる場合及び災害発生時には、下記の手段で情報を収集するとともに、収集した情報は適宜、校内の児童・教職員へ周知する。

（1）情報の収集手段

情報手段	情報機関	情報内容
J-アラート	気象庁 内閣官房	○エリアメール・緊急速報メール ○防災行政無線 ○テレビ、ラジオ、インターネット等 緊急地震速報、津波警報、 国民保護情報（弾道ミサイル情報）等
インターネット	下関地方気象台	○気象台ホームページ 気象情報、注意報・警報 土砂災害警戒情報、地震・津波情報
	山口県	○山口県緊急災害情報 雨量情報、水位情報、潮位情報、 洪水予報、土砂災害 ○山口県土木防災情報システム ○山口県道路情報 道路情報
	長門市	○長門市防災情報
携帯電話（メール）	山口県	○山口県防災情報メール 気象注意報・警報、津波情報 土砂災害警戒情報、水位情報
その他	長門市防災無線	

（2）情報の伝達（報告）

情報内容

【国民保護情報】 【気象情報及び災害情報】 【交通情報】 【その他の情報】



学 校

【校長】 ⇔ 【教頭・事務長・生徒指導主任】 ⇔ 【職員会議】



主な伝達先

【長門市教育委員会】 23-1258	【保護者】 マチコミメール	【警察・消防】 22-0110 22-0119
-----------------------	------------------	----------------------------

Ⅷ 休校・自宅待機等の決定、連絡体制

□ 休校・自宅待機（登校時間の繰り下げ・下校時間の繰り上げ）等の決定

校長は、気象情報及び災害等の状況により、休校・自宅待機・登校時間の繰り下げ・下校時間の繰り上げ等の措置を決定する。

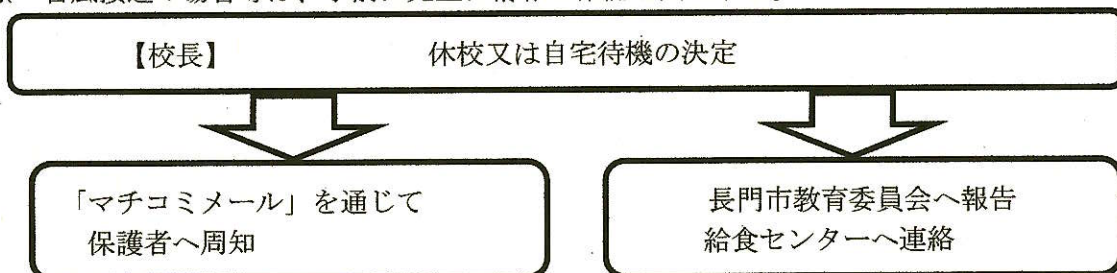
また、措置を決定した場合は、速やかに長門市教育委員会へ報告する。

(1) 休校・自宅待機等の決定

気象情報や地震により休校又は自宅待機を決定した場合は、「マチコミメール」を通じて、保護者へ周知するとともに、長門市教育委員会へ報告する。

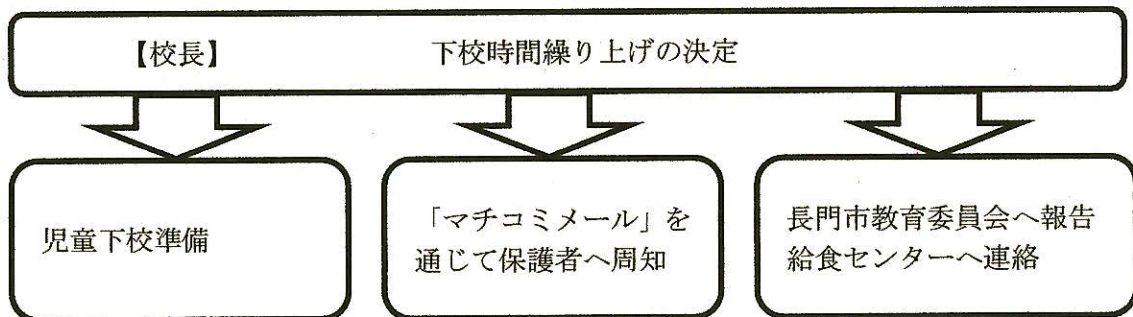
自宅待機とした場合で、登校時間の繰り下げを決定した場合は、「マチコミメール」を通じて、保護者に周知する。

※ 台風接近の場合等は、事前に児童に情報の確認を周知する。



(2) 下校時間繰り上げの決定

気象情報や地震等により下校時間を繰り上げる場合は、「マチコミメール」を通じて、保護者へ周知するとともに、長門市教育委員会へ報告する。



□ 連絡体制

(1) 教職員への連絡体制

非常時の連絡は、別紙のとおりとし、異動や連絡先の変更が生じた場合は、適宜修正し、職員へ周知する。

(2) 児童・保護者への連絡体制

非常時の連絡体制は下記のとおりとし、担当教員や連絡順に変更があった場合は、適宜修正し、保護者等へ周知する。

学校から保護者への連絡体制を作成

- 「マチコミメール」(学年閉鎖、学級閉鎖等、台風、大雨等)
- 各学級担任による電話連絡
- 地区連絡網 ※ 学校から地区評議員へ連絡

IX 避難指示及び避難誘導

校長は、地震発生や気象庁の発表する気象情報から、校内の児童及び教職員等の避難が必要と認められた時は、速やかに校内放送にて避難指示を出すとともに、避難事由及び安全な避難誘導方法等を指示する。

教職員は、校内放送で避難指示があった場合は、児童及び来校者の安全を最優先し、1次避難場所へ避難させ、地震の発生による津波等が予想される場合は、2次避難場所へ安全に避難させる。

なお、決められた避難場所・経路が2次災害の恐れがある場合は、その時の状況に応じて最も安全と思われる避難場所・経路とする。

避難指示時の場所	1次避難場所	2次避難場所
各教室、特別教室	サブグラウンド、体育館	深川中体育館、深川中グラウンド、赤崎山

X 保護者への引き渡し確認

校長は、気象情報及び地震による被害の状況に応じて、引き渡し下校とするか否かを決定し、児童が安全に下校できる方策を講ずる。

(1) 下校方法

災害発生時の下校方法の留意点については、事前にその対応を明確にするとともに、保護者に対してもその内容を周知徹底する。

(2) 保護者への引き渡し

児童を保護者（または、それに代わる者）に引き渡す際は、直接の引き渡しとし、引き渡したかどうかの確認を徹底して行う。

XI 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災教育

校長は、学校教育全体を通じて、児童が自然災害のメカニズム、地域の自然環境や学校の構造（危険箇所）、過去の災害状況等から、防災体制の仕組みを理解し、災害時における危機を的確に認識し、被害を最小限に抑えられるよう、防災教育を実施する。

(2) 避難訓練

災害時に児童及び教職員、来校者等が安全かつ迅速に避難することができるよう、平時から避難訓練等（每学期1回以上）を実施するとともに、教職員に対しても避難誘導及び情報伝達が速やかに行えるよう研修を実施する。

XII 学校施設設備及び通学路の安全確認

校長は、学校を利用するすべての人の視点に立ち、点検項目を予め設定して、施設の安全点検を定期的に行い、危険箇所の早期発見とその改善に努める。

また、学校周辺の通学路における危険箇所について予め把握し、被害防止に努める。

(1) 学校施設の整備

- ・ 校舎外部、付帯施設の点検
- ・ 校舎内部、設備の点検
- ・ 災害時の通報設備の点検・確認

(2) 通学路の危険箇所及び通行規制

学校周辺の通学路における危険箇所の把握に努め、その内容について児童及び保護者へ定期的に周知する。

XIII 避難所の運営

長門市の避難施設に指定されていることから、平時よりその指定内容及び運営方針について長門市の関係部署と調整し、災害時には避難施設として機能し、かつ円滑にその運営ができるよう備えておく。

(1) 長門市との連絡体制

- ・ 開設連絡を受ける窓口

区分	連絡窓口	連絡先
○平日の場合	第1連絡 教頭	0837-22-2426
	第2連絡 校長	〃
○休日、夜間の場合	第1連絡 教頭	090-6839-0200
	第2連絡 校長	090-8995-5751
	第3連絡 生徒指導主任	090-9417-4537

(2) 避難所開設に係る初動対応

避難所を開設した場合は、速やかに開設した旨を長門市教育委員会へ報告し、教職員は、施設設備の管理業務や市担当職員の運營業務に協力する。

但し、避難所運営の長期化や、特殊業務への従事で、服務上の観点から協議が必要と思われる場合は、長門市と協議する。

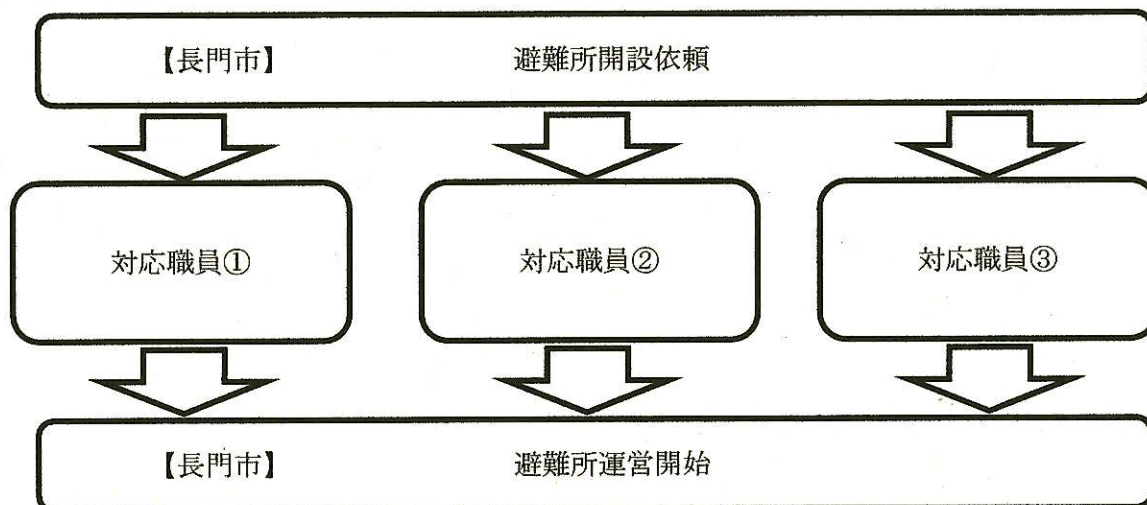
(3) 避難所開設時の学校の体制

長門市から避難所開設の要請があった時は、あらかじめ指定した職員が参集して、初動体制を確立する。

避難所開設時の初動体制は次のとおりとし、(2)により対応する。

対応職員① (教頭)	○体育館の開錠	○避難者 (一般市民) の誘導
対応職員② (校長)	○関係者等への連絡	○報道対応
対応職員③ (生徒指導主任)	○学校関係者への連絡	○避難者 (一般市民) の誘導

【避難所開設時の連絡フロー】



防災管理規定

(目的)

第1条 この規定は、消防法第8条1項に基づき、長門市立深川小学校における防災管理の徹底を期し、もって火災その他の災害による物的・人的被害を軽減することを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 前条の目的を達成するため、防火管理について必要な事項は、別に定める場合のほか、この規定に定めるところによるものとする。

(防火管理組織)

第3条 常時の火災予防について徹底を期するため、防火管理者をおき、その下に各設備施設等の検査係をおく。

- 2 係員は、消防設備、避難設備、その他火気使用設備等について、適正管理と機能保持のため、定期的に点検を行うものとする。
- 3 防火管理者は、前項の点検、検査が適切に行われるよう監視するとともに、必要な指示を与えるものとする。
- 4 前各項の組織・任務は、〈別表1、2〉の定めるところによる。

(点検・検査基準)

第4条 火災防止の自主検査、消防用設備の点検基準は、次による。

◇建築物等の検査

- ・一般的事項 随時
- ・全般 毎月1回

◇火気使用設備、器具の点検

- ・器具 使用前後に各1回
- ・設備及び管理の状況 毎月1回以上

◇電気設備、器具の検査

- ・全般 毎月1回以上
- ・絶縁検査 年1回以上

◇危険物の検査

- ・全般 随時

◇消防用設備、器具の検査

- ・外観的事項 3か月に1回
- ・作動、性能、機能的事項 年1回以上

(自衛消防組織)

第5条 火災、その他の事故発生時に、災害を最小限度にとどめるため、防災本部長を最高責任者とし、その下に係員をおく。

- 2 前項の組織任務は、〈別表1〉の定めるところによる。

(改善措置ならびに記録の保存)

第6条 第4条に基づく点検検査を実施した結果、改善を要する事項を発見した場合は、すみやかに防火管理者に報告するものとする。

- 2 点検結果は、その都度、別に定める点検記録表及び維持台帳に記録し保存する。
- 3 防火管理者は別に定める点検結果報告書により、3年に1回以上、消防長に報告する。

(臨時火気使用)

第7条 校内の建物内外において、臨時に火気(ストーブ等)を使用する場合は、防火管理者の許可を得る。

- 2 前項の許可を得た場合、火気使用者は使用場所の付近に消火の設備を行い、火気使用上の注意事項を誠実に守る。

(警報伝達および火気使用の規則)

第8条 校内の諸設備について、火災警報発令下、または、その他の事情により火災発生の危険や人命安全上の危険が切迫していると認めたときは、防火管理者はその旨を校内全般に伝達し、火気使用等の中止や危険な場所への立ち入り禁止を命ずることができる。

(災害防御)

第9条 校内外に火災が発生したり、その他の災害が発生したりした場合は、被害を最小限度にとどめるため、第5条に定める自衛防災組織の編成により、担当任務の遂行に当たるものとする。

第10条 職員は、防災に関する教育を進んで受け、防災管理に完璧を期するよう努力するものとする。

第11条 有事に際し、被害を最小限度にとどめるため、避難訓練によって錬磨を図るものとする。実施基準は、次のとおりとする。

- ◇基本訓練、消火、通報、避難 年3回以上
- ◇総合訓練(不審者侵入時を含む) 年1回以上

第12条 防火管理者は、常に関係機関と連絡を密にし、より防災管理の適正を期するよう努力しなければならない。連絡事項については、次による。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 査察の要請
- (3) 教育、訓練指導の要請
- (4) 建物・諸設備の使用、変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続の促進
- (5) 防災管理についてのその他の必要事項

附則 この規定は、平成7年4月10日から実施する。
平成26年 5月 1日一部改正する。
令和元年 5月31日一部改正する。

防災安全計画

1 目的

- (1) 児童及び教職員の生命と身体の安全を図る。
- (2) 学校建築物、諸公簿等の防護・保全の万全を期す。
- (3) 災害による教育上の障害となるものの防除を図る。
- (4) 生命尊重の精神と災害予防能力や環境保全の態度を養う。

2 防災安全教育

1の目的を達成するため、計画的に災害安全上必要な教育活動を実施するとともに、教職員も災害安全に関する知識を広め、技能面の向上に努める。

- (1) 防災安全教育の基本的要素
 - 災害予防の重要性と災害の性質・事例の認識をする。
 - 災害対処の知識と災害危険の認識力、災害対処の行動力を身に付ける。
 - 責任者・関係者が絶えず警戒と協力を行う。
- (2) 児童への指導
 - 生活安全・交通安全とともに全教育課程の中で指導する。
 - 次の内容について、地域の自然環境等に応じて適宜取り上げるようにする。
 - ① 火災のときの安全
 - ・火災による危険の認識と安全な行動の仕方
 - ・避難経路の確認と避難の仕方
 - ② 地震等のときの安全
 - ・地震による危険の認識と安全な行動の仕方
 - ・避難場所、避難経路と避難の仕方
 - ・津波による危険と避難の仕方
 - ③ 風水(雪)害のときの安全
 - ・暴風雨、洪水等による危険の認識と安全な行動の仕方
 - 非常事態に対する訓練を行い、個人および団体の行動力を高める。
 - 日常の安全点検とあわせて所持品の整理整頓を行うとともに、定所定物を習慣化する。
 - みだりに重要な施設設備等にさわったり、危険な場所に近寄ったりしないようにさせる。
 - 危険な物を持たないようにさせる。
- (3) 教職員の研修
 - 児童の防災安全教育の実施に伴う評価と指導の見直しを図る。
 - 災害安全について必要な知識と技能について研修を深める。
 - 校内の防災施設の点検整備を行うとともに使い方の習熟を図る。
 - 災害対処に必要な訓練を適宜実施する。

3 防災管理機構

<別表1>

役割分担	担当者
管理権限者 (防災本部長)	校長
防火管理者	教頭
通報連絡係	事務長
防災(初期消火)係	教頭・坂井・村上
搬出警戒係	教務主任・中本・田中・中原
避難誘導係	各学級担任・木脇・大田・非常勤講師
救護(心のケア)係	長岡・中野・中屋

※ 非常時の搬出物 1：指導要録(応接室) 2：非常搬出物(校長室)
3：個別の支援計画・指導計画

火気取扱規定

- 1 本規定は、防火・防災管理規定を基本として、火災の予防対策並びに火気取扱いについて規定したものである。
- 2 本規定は、深川小学校教職員並びに校地・校舎の使用者（社会教育等の目的外使用の場合）に適用するものである。
- 3 本規定は、1の目的を達成するために、別則を定めることができる。
- 4 火気使用場所は、下記の区分による。
 - (1) 常時使用し得る場所
 - ・職員室、校長室、事務室、保健室、家庭科室
 - (2) 随時使用し得る場所
 - ・普通教室、特別教室、更衣室
 - (3) 許可を得て使用し得る場所
 - ・校庭、その他
- 5 火気の手続きは、下記のとおりとする。
 - (1) 常時使用し得る場所
 - ・火元責任者が処理し、当番職員が見届ける。
 - (2) 随時使用し得る場所
 - ・火気取扱者、火元責任者が処理し、確認の上、当番職員にその旨連絡する。
 - (3) 許可を得て使用し得る場所
 - ・防火管理者の許可を得て使用し、火気取扱者で処理し、報告する。
 - (4) 電気関係
 - ・電熱器、アイロン等の使用にあたっては、使用中はその場所から離れず、使用後は必ずコードを抜く。
 - ・不用の場合は、照明を消したり、電源を切ったりする。
 - (5) ストープ
 - ・使用については、別に細則で定める。
 - (6) 理科の実験等で使用するマッチは、関係職員が保管し、使用後に確認する。
 - (7) ガスの使用にあたっては安全に留意し、正しい使用方法を守り、使用後に必ず元栓をしめる。
 - (8) 紙くすなど、火災の原因になりやすい物品の処理や、戸締まりは確実にを行う。

ストーブ使用細則

1 ストーブの設置場所

- 【1階】・ひまわり教室 ・通級指導教室
 ・校長室 ・職員室 ・事務室 ・応接室 ・会議室
- 【2階】・5年教室 ・6年教室
 ・図工室 ・調理室 ・音楽室1 ・音楽室2
 ・理科室1 ・理科室2 ・理科準備室

2 使用許可期間及び温度

- (1) 使用期間は、12月1日から3月26日までを標準とする。
(2) 使用は、廊下の温度が15℃以下を原則とする。室内温が上昇して不要になった場合や、長時間留守にする場合は消火する。

3 使用上の留意事項

- (1) ストーブを使用するときは、火気や安全に十分注意する。
(2) 正しい使用方法を心得て、担任（教科担当者）が点火、消火を行う。
(3) 使用時間は、原則として8時15分から16時30分までとする。残務の場合は、「常時使用し得る場所」（校長室、職員室、事務室、応接室、会議室）に限るものとする。

4 ストーブ付近の整理に留意するとともに、消火器の位置を確認して、いつでも消火できる状態にしておく。

5 机の配置、児童の遊び、通路の管理などに留意し、やけど等の事故防止に万全を期す。

6 給油は担任（教科担当者）が行い、灯油への引火や流出に注意をはらう。

7 使用后、担任（教科担当者）は、電源を切ってコンセントを抜く。

8 当番職員は、16時30分頃にストーブの設置場所を巡回し、消火処理状況を点検の上、安全を確認する。（電源を切り、コンセントは抜いてあるか。）

9 ストーブに異常を発見した場合は、速やかに防火管理者に連絡し、修理等の適切な措置をとる。

10 使用中は、室内の湿度、換気に十分留意する。

11 その他の必要事項については、関係者が協議の上定める。

避難訓練指導要領

学校の避難訓練は、在校時のみならず、校外に団体で出た場合を含め、不時に発生する災害に対し、児童を安全に避難させるための訓練である。

災害が発生した場合、児童はとっさの判断が十分できないため、教師の迅速適切な誘導が安全の鍵を握っている。したがって、本訓練は、教師の適切な判断力と行動力の養成を主眼として実施する。消火及び非常持出物の搬出は、児童の避難終了後に行う。

1 平素より計画し準備すべき事項

- (1) 避難通路の確保と整理整頓
 - ・屋内、屋外を含む。
- (2) 防火扉の点検
 - ・付近に障害物を置かない。
- (3) 校舎ごとの避難経路の協定
 - ・1か所に集中しないよう配慮する。
- (4) 避難場所の選定
 - ・風向き等に配慮し、2か所以上を選定しておく。
- (5) 検索者の決定
 - ・校舎の各階ごとに決めておく。
- (6) 監視者の決定
 - ・階段での転倒事故を防止する。
- (7) 1学年の教室配置
 - ・校舎の1階に配置する。
- (8) 校内の警報及び関係機関への連絡方法
- (9) 非常持出品の種類・保管場所
- (10) 非常持出品の搬出先
- (11) 消火設備の位置及び使用方法

2 通報上の注意

- (1) 火災発見者は職員室へ通報
 - ・火災発見現場が1階であれば、2階への通報もあわせて行う。
- (2) 校舎全体への通報及び指示伝達
 - ・的確に、また、簡単明瞭に行う。
- (3) 消防署など関係各機関への通報
 - ・優先順位を考え、適切に行う。

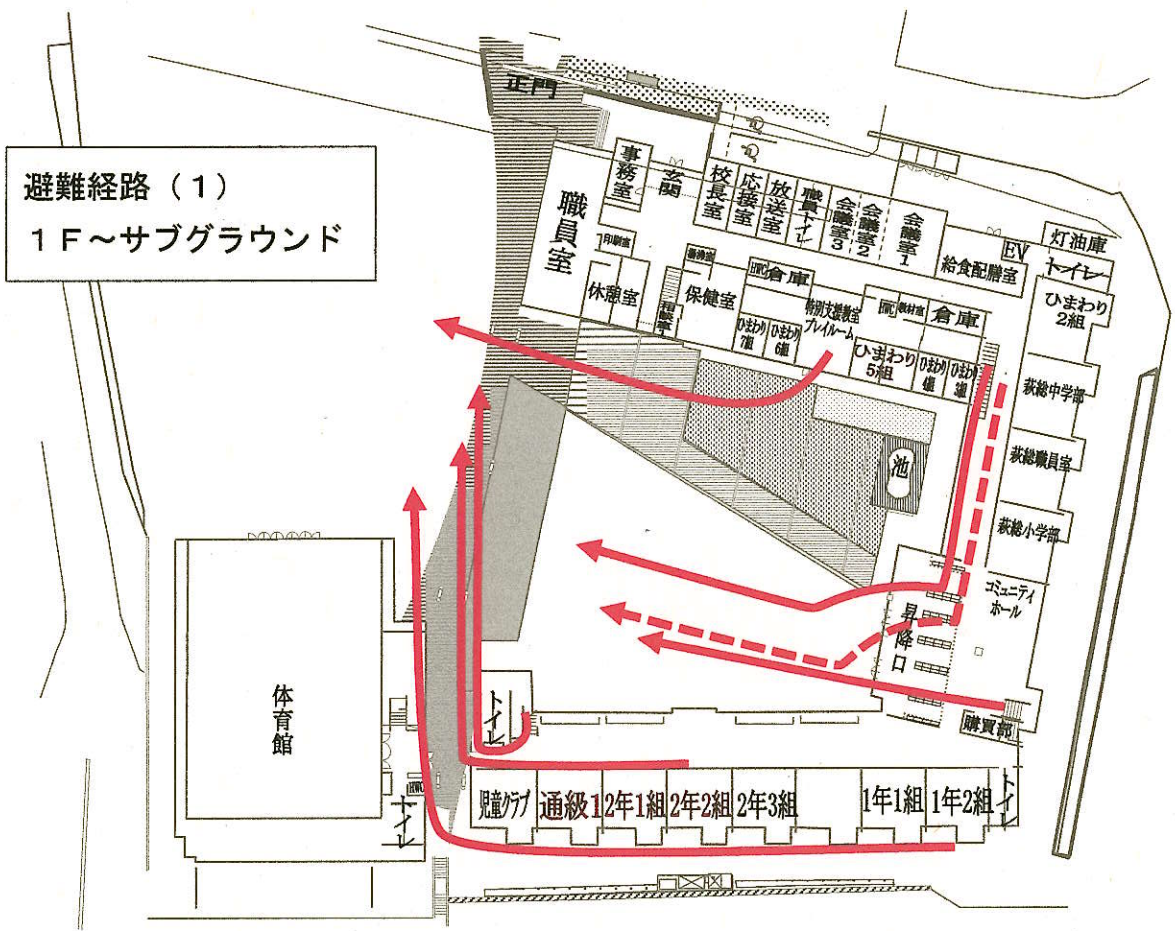
3 避難上の注意

- (1) 出火場所に近い教室の児童から、風向きを考えて避難させる。
- (2) 出火場所の校舎で出口に近い教室の児童は、火点に近い児童の避難を容易にするために、状況に応じて教室内に一時待機させる。
- (3) 煙の中を避難する際は、姿勢を低く保ち、鼻や口を布で覆う。
- (4) 出火場所でない校舎では、2階を優先し、昇降口に近い教室の児童から避難させる。
- (5) 校舎内では必要のない私語を慎み、走ったりせず、落ち着いて行動させる。
- (6) 階段では、前の者を押さないよう留意させる。
- (7) 開口部は全て閉めるが、施錠はしない。
- (8) 避難を安全に行うため、児童には一切荷物を持たせず、両手の自由を確保する。
- (9) 児童が教室を出たら、けっして引き返させない。
- (10) 障害のある児童など、自力で避難することが難しい者は、教師が連れて避難する。
- (11) 検索者は、残留者のないことを確認し、開口部及び防火扉を閉める。
- (12) 避難場所で人数を確認し、速やかに結果を校長に報告する。
- (13) 児童が消火活動を妨げないよう配慮する。

4 その他

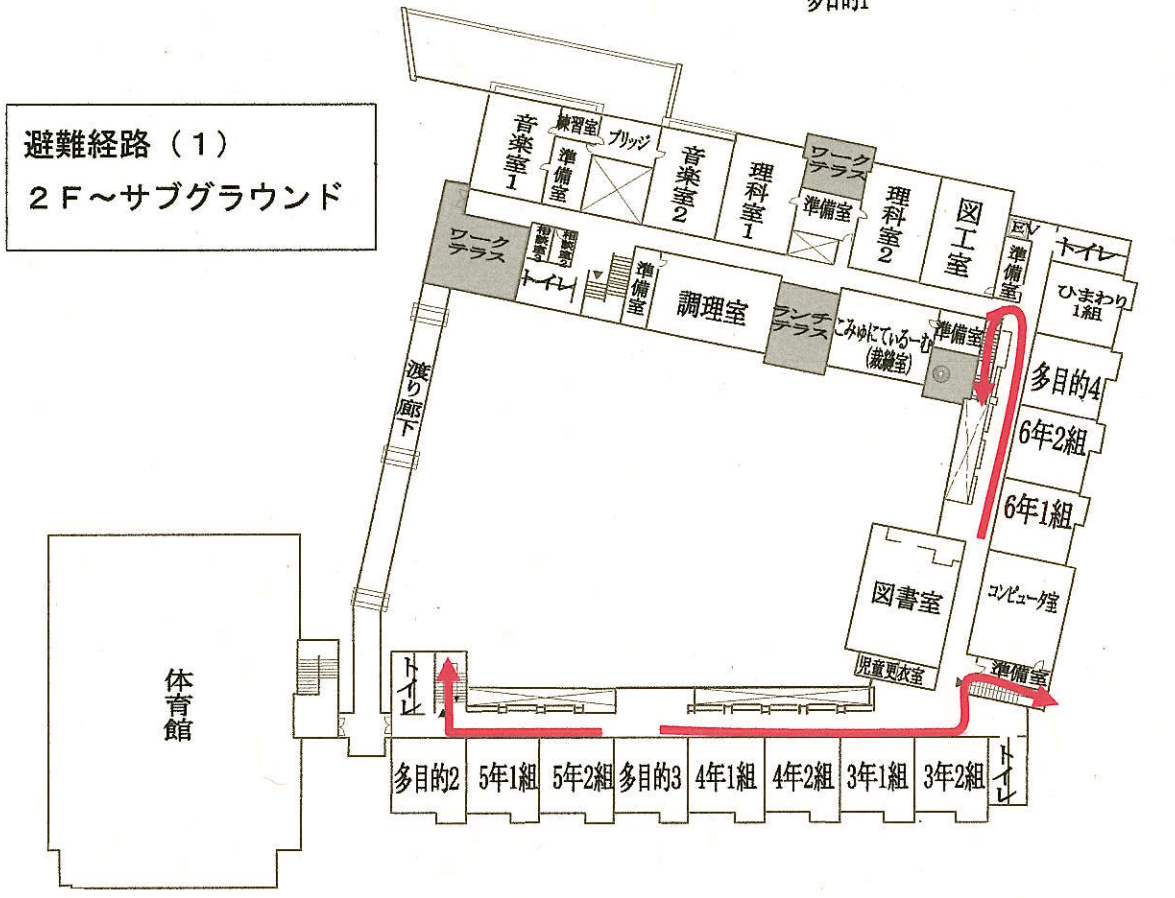
- (1) 保健室で休養している者や救急用品の搬出を、きちんと行う。
- (2) 非常持出品を搬出した後は、監視者をつけ、管理に留意する。
- (3) 非常持出品の搬出にあたっては、火勢に留意し、無理をしない。
- (4) 避難訓練の成果を生かし、日常の生活から、安全確保の意識をもつようにさせる。

避難経路(1)
1F~サブグラウンド



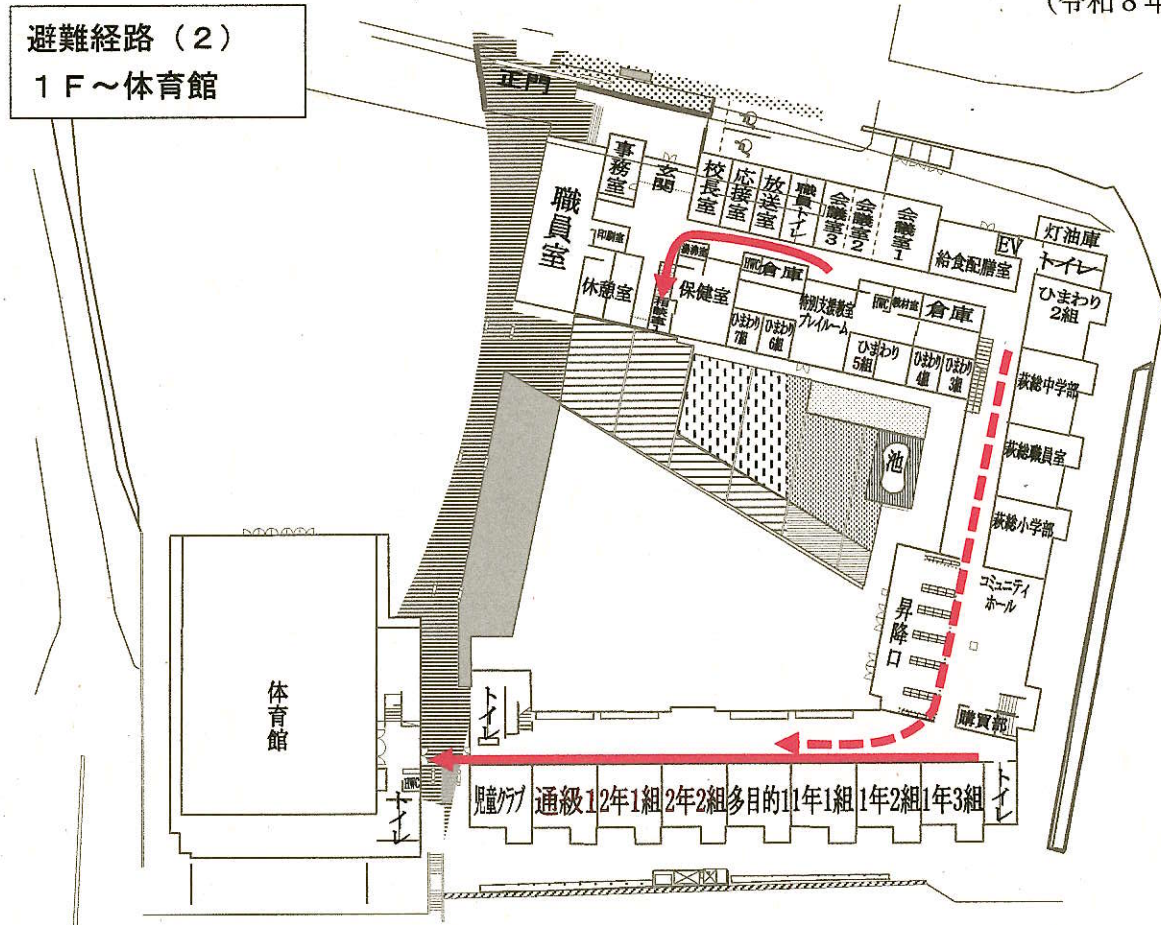
多目的1

避難経路(1)
2F~サブグラウンド



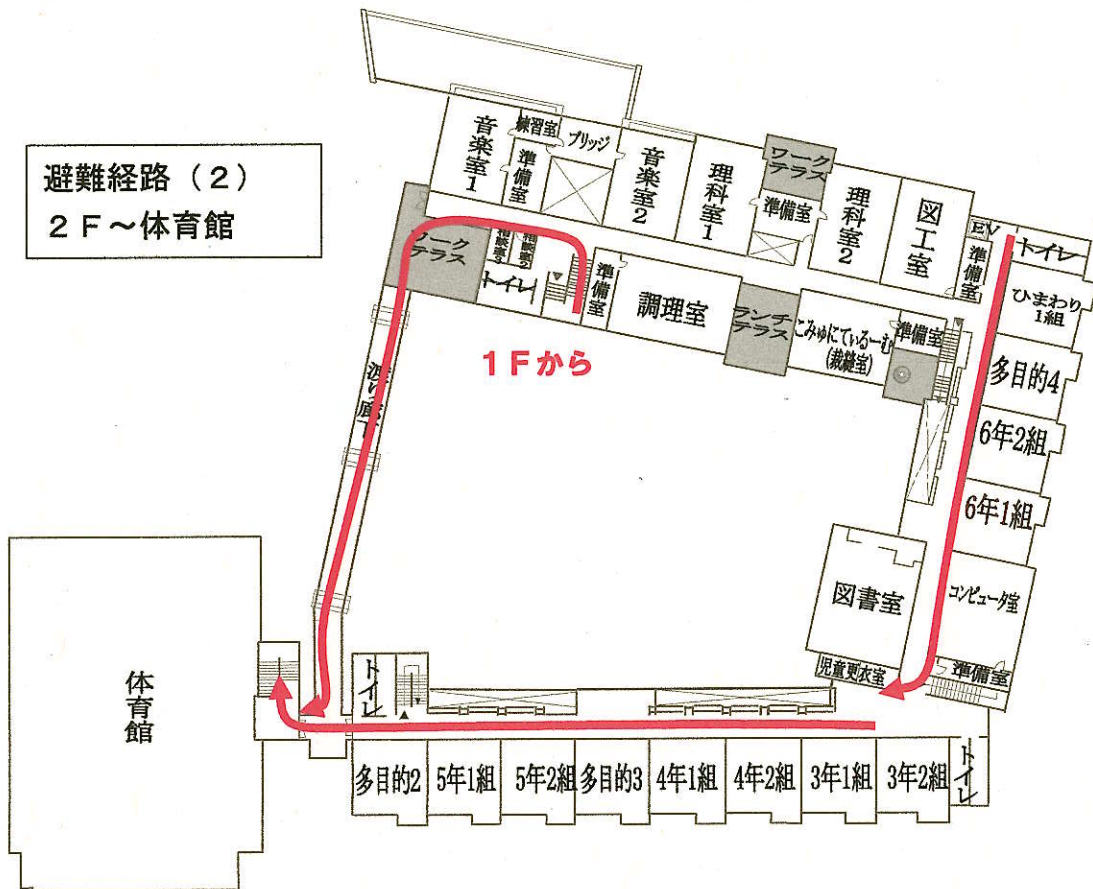
避難経路(2)

1F~体育館



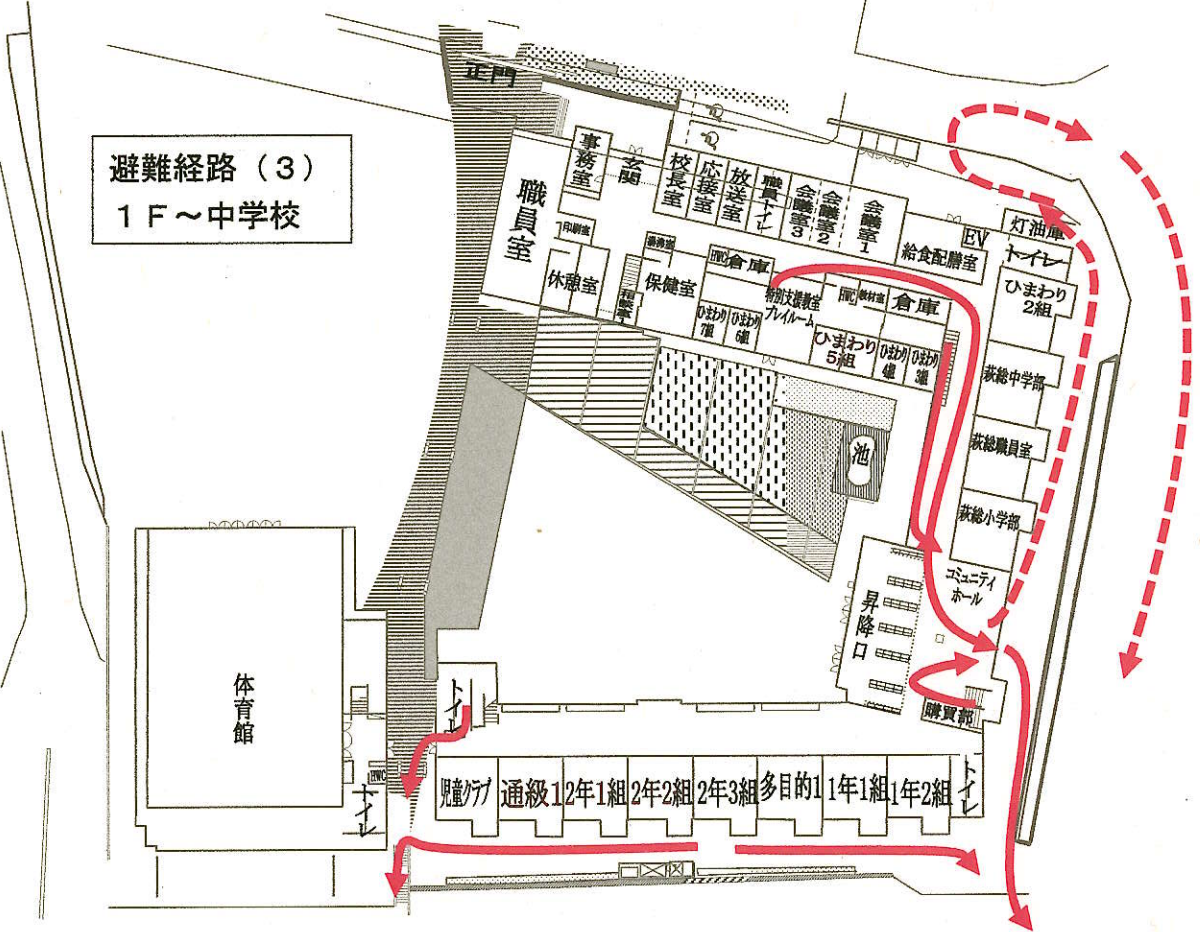
避難経路(2)

2F~体育館



深川小学校 校舎1階平面図

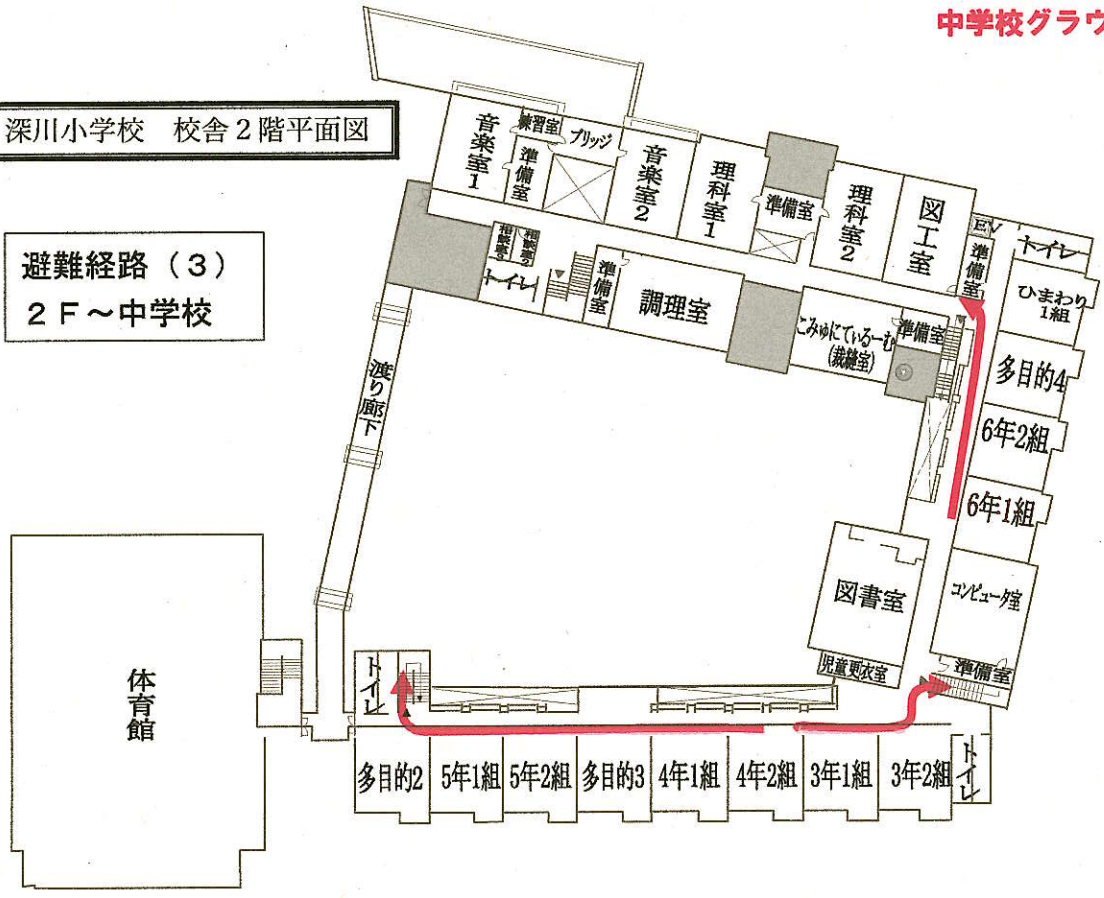
(令和8年度)



中学校グラウンドへ

深川小学校 校舎2階平面図

避難経路 (3)
2F ~ 中学校

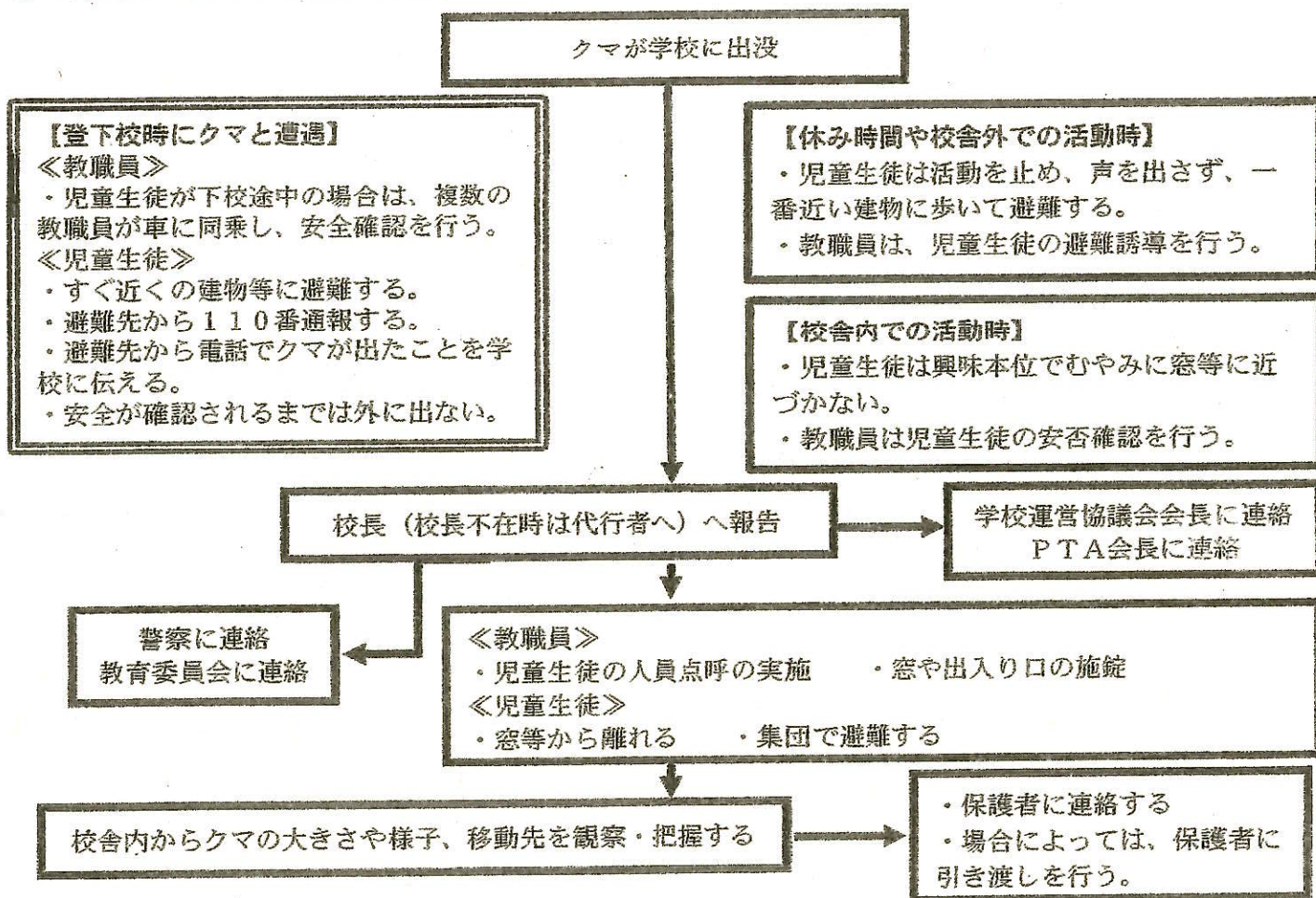


◆ クマ等の害獣対策のための対応フロー

◎ 事前の危機管理

- クマ対策のための鈴などを準備しておく。
- 市町の害獣担当課と連携し、クマの生息地や活動範囲を調査し、学校周辺にクマの出没が予想される場合は、教職員や児童生徒に対して熊の存在と対処方法についての教育を行う。
- クマ対策のためのプロトコル（複数の者が対象となる事項を確実に実行するための手順）を策定し、関係者に周知徹底させる。
- クマ対策に関する訓練や避難訓練を定期的実施し、教職員や生徒の適切な行動を確保する。
- 地域と連携し学校周辺の環境整備を行い、クマの餌場となる可能性のあるゴミや食べ物の廃棄物を適切に管理する。
- クマ対策やクマ出没状況等に関する連絡網や緊急連絡先を確立し、迅速な情報共有と連絡体制を整える。
- 児童生徒が登下校時にクマに遭遇した場合に、避難できる建物等を確認する。

◎ 発生時（初動）の危機管理



◎ 事後の危機管理

- 出没したクマの行方を関係機関からの情報を元に確認する。
- 当面の間、集団での登下校とし、必要に応じて、教職員も同伴する。
- 今回の事案の評価と復旧対策を行う。
 - インシデントに関する詳細な報告書を作成し、教育委員会や関係機関に提出する。
 - インシデントの原因や対応の評価を行い、今後の改善策や予防策を検討する。
- クマ対策のマニュアルや手順を見直し、より効果的な対策のために改善を行う。
- 心理的な影響を受けた児童生徒や教職員へのサポートを提供し、必要なカウンセリングや心理支援を行う。

【参考】ツキノワグマによる被害を防ぐために（県庁：環境生活部 自然保護課）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/41/20698.html>

- ツキノワグマの被害を防ぐために
- 市町別、月別クマ目撃情報 ・人身被害
- クマに関する各種情報・取組<外部リンク>



☆各校における平時の対応策の例

○校地内にクマを近づけないための対策

- ・実のなる樹木等は、早めに収穫する。
- ・クマのエサになるようなものを放置しない。
- ・草等を刈り払い、クマが隠れられる茂みをなくす。
- ・朝や夕方、外での活動の際に音楽をかける等、クマが嫌がる音を出す。

○関係機関との連携、保護者へ連絡体制の確認

- ・関係機関（市教育委員会、市担当課、警察等）との連絡体制（別紙参照）を確認しておく。
- ・有事（クマの痕跡、目撃情報等）の際のパトロールを依頼する。
- ・保護者へ情報提供と注意喚起をする。

○有事（クマの痕跡、目撃情報等）の際の対応についての協議

- ・1階出入口（玄関、窓等）の施錠箇所を確認する。
- ・屋外での活動（外遊び、体育、部活動等）を屋内での活動に切り替える。
- ・登下校の対応（集団登下校、引渡し、保護者による送迎等）を確認する。

○児童生徒への安全指導

自分の身を守り、クマを寄せ付けないための方策について

- ・登下校時に、音の出るもの（クマよけ鈴、自転車のベル等）を携行する。
- ・一人で行動せず、複数の人を行動する。
- ・食べ物を持ち歩かない。
- ・クマが近くにいるサイン（足跡など）を見つけたら、その場を離れ、大人に知らせる。

クマに出遭った際の対処法について

- ・ゆっくりと後ずさりして逃げる。（背中を向けたり、走って逃げたりしない）
- ・カバン等の持ち物を置いて、クマが気をとられている隙に逃げる。
- ・大声で叫んだり、石や棒を投げつけたりしない。（クマを興奮させない）
- ・近くに逃げ込める建物や車がある場合は、すぐに避難し、保護してもらう。

クマに襲われそうになった際の対処法について

- ・両手を首の後ろで組んで、顔を伏せる姿勢をとる。（頭部や頸部への致命傷や、顔面の大ケガを防ぐポーズをとる）